

美唄市空家住宅等解体助成金のご案内

市民の安全で安心な生活環境を確保するため、空家住宅等の解体工事を行う場合、その費用を一部助成します。

助成を受けるには？

助成を受けるには期日までに「事前調査申請」が必要です。

申請を受付後、助成対象物件に該当するかを調査し、助成金交付の可否をお知らせします。

【受付期間】

令和6年4月8日（月）から5月10日（金）まで（郵送の場合必着）

【提出書類】

- ・空家住宅等事前調査等申請書
- ・位置図（空家住宅等の場所に印をつけた住宅地図など。）
- ・現況写真（建物全体、道路や隣地等の状況がわかるような写真を2枚程度。）

助成対象物件は？

助成対象物件となる建物は以下の条件があります。

○「空家住宅等」であること。

空家住宅等とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいいます。

事前調査では、空き家等の建物区分に応じて、住宅地区改良法に規定する不良度測定の評点の結果に加え、空き家等の立地や周辺の状況はどうなっているかなど総合的に判断し、美唄市空家等対策協議会で助成対象物件を決定します。

○解体する空家等が美唄市内にあること。

○所有権以外の権利が設定されていないこと。（抵当権等が該当します。）

○助成を受ける目的で故意に破損させたと認められるものでないこと。

○解体工事に関する国、地方公共団体等による他の補助金等を受けていないもの。

助成対象の工事とは？

助成の対象となる工事は以下の条件があります。

○空家住宅等を解体し、撤去及び処分する工事。

○空知管内に主たる事業所（本店及び支店等）があり、建設業法の規定に基づく解体工事業の許可、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく北海道知事の登録を受けた解体工事業者が施工する解体工事であること。

○完了報告の提出を期限内に行うこと。

※家財道具、機械、車両等の動産の処分は助成対象外。

助成の対象者は？

助成の対象者は以下の条件があります。

○助成対象物件の登記簿（未登記の場合は、固定資産税課税台帳）に記載されている所有者、又はその相続人等であること。

※ 相続人である場合は、その相続人全員の同意を得ていること。

※ 申請者以外に当該助成対象物件の所有権を有する者がいる場合は、その全員の同意を得ていること。

○市税の滞納がないこと。

○美唄市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団員でないこと。

助成の内容は？

助成金の額：解体工事に要した額の2分の1相当額

（限度額 住宅：100万円 店舗：200万円）

※諸経費及び消費税のほか、助成対象外工事額を除く。

募集戸数：25戸程度（事前調査の結果に基づき、解体工事を行う必要性が高いと認められるものを優先します。先着順ではありません。）

※助成金の交付申請は、同一会計年度内において、1人につき1戸となります。

手続きの流れと必要書類

1.事前調査申請

・必要書類とともに市に申請してください。

- ・市による現地調査
- ・美唄市空家等対策協議会により協議
- ・結果の通知

・助成対象物件となった場合、工事契約前に交付申請を行ってください。

2.助成金交付申請

・必要書類とともに市に申請してください。

・2~3週間程度

3.助成金交付決定 通知書受け取り

・交付決定通知書を受け取った後に、
工事の契約をしてください。

4.工事契約・着手

・空家住宅等解体工事着手届を提出してください。

5.工事完了・支払

・必要書類とともに完了の報告をしてください。

○完了報告書の受付後、審査を行い、助成金の額を確定した後、指定口座に振り込みます。

【事前調査申請受付期間】

・令和6年4月8日(月)から5月10日(金)まで(郵送の場合必着)

【必要書類】

- ・空家住宅等事前調査等申請書
- ・位置図
- ・現況写真

【交付申請受付期間】

・受付開始は令和6年6月頃を予定(対象者にご案内します)

・締切 令和6年10月31日(木)まで(郵送の場合必着)

【必要書類】

- ・空家住宅等解体助成金交付申請書
- ・解体工事に係る工事見積書の写し(内訳のわかるもの)
- ・解体工事の工程表
- ・助成対象物件の位置図、配置図
- ・所有者等であることが確認できる書類
(登記簿、未登記の場合は、固定資産税納税通知書写し)
- ・申請者の住民票写し
- ・納付状況確認同意書
- ・解体工事施工者の許可書の写し
- ・印鑑証明書
(戸籍謄本):相続人等の確認が必要な場合
(同意書):相続人が複数いる場合又は申請者以外に当該助成対象
物件の所有権を有する者がいる場合
※ 同意する方の印鑑証明書も必要
(誓約書):上記の同意書を提出することができない場合
その他に書類の提出をお願いすることができます。

【完了報告提出期限】

・令和7年2月28日(金)まで(郵送の場合必着)

【必要書類】

- ・空家住宅等解体工事完了報告書
 - ・解体中及び解体後の写真
 - ・工事請負契約書の写し
 - ・廃棄物処理に関する処分証明書の写し
 - ・解体工事領収書の写し
- その他に書類の提出をお願いすることができます。

申請に関する注意事項

1 事前調査について

- ・事前調査申請（不良度判定調査）だけ受けることはできません。解体を予定する年度に限り、事前調査及び助成金の申請を行うことができます。
- ・事前調査申請受付後、市の調査員が空き家等の敷地に立入り、不良度測定による評点を行います。事前調査申請は立入調査について承諾しているものとみなします。

2 対象となる解体工事について

- ・建物を区分所有している場合は他の区分所有者の同意を得て、解体することが条件となります。
- ・申請者自身が行う工事は対象となりません。申請者と工事業者との間で請負契約を交わし、工事代金の支払いが行なわれた工事について助成します。
- ・すでに着手又は完了した工事、交付決定前に行った契約による工事は、助成の対象となりません。

3 手続きについて

- ・申請者、見積書及び契約書の宛名、助成金振込先の口座名義人は全て同じであることが必要です。
- ・各申請書等に押印する印鑑は、交付申請時に提出していただく印鑑証明書の印鑑をご使用ください。
- ・申請及び報告は締切期限を厳守してください。期限を過ぎた場合は、助成金が交付されないことがあります。

4 その他

- ・除却後の土地は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、固定資産税などの税金が上がることがあります。詳しくは税務課資産税係（0126-62-3140）へお問い合わせください。
- ・美唄市内の業者については本助成金のホームページ上に掲載しております。また、許可を受けている解体業者については国土交通省のホームページ、建設業者・宅建業者等企業情報検索システムで検索できます。
- ・助成金の交付申請内容の変更や工事を中止しようとする場合は、速やかに下記のお問い合わせ先までご連絡ください。助成金変更交付申請書、又は解体工事中止届を提出していただきます。
- ・空き家を管理せず管理不全な状態に該当する場合は、美唄市空き家等の適正管理に関する条例に基づく指導対象となる場合があります。
- ・冬期間の解体となった場合、積雪が完了検査の支障となります。そのため、基礎の解体が終わった段階で一度現地を確認いたしますので、その際は必ず下記の電話番号までご連絡ください。

本申請に関する申請先・お問い合わせ先

美唄市都市整備部 都市建築住宅課 都市建築係（美唄市役所2階）

ホームページ

美唄市 空き家 解体

検索

所在地：〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号

電話：(0126) 63 - 0139

受付時間：8時45分～17時15分（平日のみ）

E-mail : kenchiku@city.bibai.lg.jp